一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定(北摂交通圏)及び 指定の期限の延長(富山交通圏、南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、 千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び久留米市)に係る審議(2回目)

1. 日 時

令和元年5月21日(火) 10:30~11:20

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員:運輸審議会審理室 中野、塚田

4. 議事概要

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成31年4月9日(火)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、北摂交通圏については、令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域に指定し、富山交通圏、南多摩交通圏、京葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏、及び久留米市は令和元年7月1日から令和2年3月31日までの間、東葛交通圏及び千葉交通圏は令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間、特定地域の指定の期限を延長することが適当であるとの結論を得た。
- 事案処理職員から答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取し、 委員相互間で討議を行った。
 - (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。